

社会福祉法人豊美会
役員及び評議員の報酬
並びに費用に関する
規 程

社会福祉法人豊美会

社会福祉法人豊美会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊美会の役員及び評議員の報酬並びに費用について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間80万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間25万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償
理事会出席報酬等	15,464 円	職員旅費規程を準用

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償
評議員会出席報酬等	10,310 円	職員旅費規程を準用

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運

営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

	旅 費	宿泊費	報酬(日額)	その他
役 員	職員旅費規程を準用	実 費	15,464 円	実 費
評議員	職員旅費規程を準用	実 費	10,310 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会及び評議員への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意が得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月17日より適用する。尚、「社会福祉法人豊美会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程(平成28年4月1日)」は、平成29年6月17日をもって廃止する。

この規程は、平成30年6月23日に改正し、平成30年6月23日から適用する。

別表 1

名 称	報 酬	費 用 弁 償	備 考
理事長業務報酬等（日額）	15,464 円	職員旅費規程を準用	
理事業務報酬等（日額）	15,464 円	〃	職員との兼務がない場合
評議員業務報酬等（日額）	10,310 円	〃	
監事監査指導報酬等（日額）	15,464 円	〃	